

第4章 復旧対策

1 防疫・保健衛生活動事業

(1) 防疫活動

①環境衛生対策班の編成

- ・環境衛生対策班は、保健福祉センターの職員で構成します。
- ・1班の編成人員は3名、班数は36班とします。
- ・区本部は、保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請します。
- ・健康部は区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する環境衛生対策班の任務を調整します。

②環境衛生対策班の任務

環境衛生対策班は、災害時、避難所、生ごみ集積場等衛生管理や消毒を必要とする施設並びに地域の衛生的環境を確保するため、衛生対策を実施します。

- ・避難所の衛生管理、消毒
- ・臨時集積場等の衛生管理、消毒
- ・汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒
- ・その他
 - 救護所等の衛生管理、消毒
 - 被災家屋の衛生管理の指導及び消毒
 - ねずみ、ハエ、蚊等の防除
 - 消毒用薬剤の配布

③防疫資機材等の調達

環境衛生対策班は、保健福祉センターに配備されている防疫用資材を利用し、不足が生じた場合は、区本部を通じて調達を要請します。

(2) 食品衛生活動

①食品衛生対策班の編成

- ・食品衛生対策班は、保健福祉センター職員で構成します。
- ・1班の編成人員は、食品衛生監視員を含む2名、班数は36班とします。
- ・区本部は、保健福祉センターの職員だけでは対応できない場合、市本部に広域応援を要請します。
- ・健康部は区本部との連絡調整を図り、連携してそれぞれの指揮する食品衛生対策班の任務を調整します。

②食品衛生対策班の任務

食品衛生対策班は、災害時、避難所、食品調理及び保管施設等の衛生管理や調理実務者に対する衛生指導を実施します。

③検査資機材等の調達

食品衛生対策班は、保健所に配備されている検査資機材を利用し、不足が生じた

場合は、区本部を通じて調達を要請します。

2 被災・り災証明書の発行

災害援護資金の貸付や被災者生活再建支援金の支給その他各種支援措置の適用にあたって必要とされる住家の被害認定のため、損壊家屋については区長が被災証明書を、火災・消火損については消防署長が被災証明書を発行します。

区本部及び消防署は、被災した家屋を調査し、被害認定の基準又は「火災に関する証明書等の取扱要綱」に従って証明します。

■被災者支援システムの導入について

被災者支援システムは、被災証明書の発行に必要な個人情報、世帯情報を住民基本台帳システムから取り込み、被災者台帳を作成して被災証明の発行等をスムーズに行うために開発されたシステムで、大阪市では平成 25 年度から運用を開始しています。

3 ごみの処理

(1) 作業計画の作成

環境部は、災害発生時、速やかに所要作業量の調査を行い、その調査結果に基づき作業計画を策定します。なお、環境保全及び衛生面の観点から緊急度の高い生活系ごみを優先し、作業可能地域から作業を開始します。

また、許可業者収集ごみについても生活系ごみを優先し、適切に処理できるよう指導します。

(2) 一時集積

大量に発生したごみについては、処理施設等で速やかに処理を行いますが、処理施設等への搬入が困難な場合には、公有地等を利用して臨時集積場を設け一時集積します。

臨時集積場は、市本部において状況を勘案のうえ関係部等と協議して選定します。

(3) 処理・処分

臨時集積場のごみは、作業計画に基づき、トラック等で輸送し、普通ごみは本市焼却施設で処理し、粗大ごみ等は本市破碎施設で前処理した後、焼却施設で処理し、ます。焼却後の残渣は本市処分場及びフェニックス事業で処分します。

なお、本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、他都市等に処理応援を求めます。

(4) 応援要請

- ・作業に要する機材等が不足する場合には、契約管財部に借り上げを要請するとともに関係業界に協力を求めます。
- ・さらに必要人員等が不足する場合には、他都市等に応援を求めます。

第5章 その他

大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づく港区職員対応マニュアル

本マニュアルは、大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に基づき、東海地震の直前予知が行われた場合に備え、職員の役割等を明確にするものです。

- ・東海地震は、現在日本で唯一、直前予知（長くても数日程度前）の可能性がある地震と考えられています。
- ・駿河湾内にある駿河トラフから四国沖にある南海トラフにかけてのプレート境界では、過去100年から150年おきに岩盤がずれてマグニチュード8クラスの巨大地震が繰り返し起きており、駿河湾周辺の岩盤は160年以上もずれていないことか「東海地震はいつ起こってもおかしくない」と言われています。
- ・本市における想定震度は、大阪市内で震度4、ただし地盤の軟弱な地域では震度5弱と想定されます。
- ・「東海地震注意報」が発令された場合、区災害対策警戒本部を設置し、4号動員を発令します。
- ・地震防災対策強化地域（大阪市は対象外）に対し「警戒宣言」が発令された場合、災害対策本部を設置し、動員体制については大阪市災害対策本部（危機管理部）が判断し、区災害対策本部に伝達されます。

1. 「事前の対策」

- ・施設・設備の地震の「揺れ」の対策の実施
事務所内のラテラルボックスなど転倒、落下のおそれがある設備等について防止措置を講じます。
- ・訓練
避難訓練や避難所開設訓練実施時に警戒宣言が発令され2～3日以内に地震が発生するおそれがあることを想定した訓練等を実施します。

2. 「東海地震注意情報」発表時の対応

(1) 組織体制及び動員

- ・気象庁（大阪管区气象台）より「東海地震注意情報」について本市（危機管理室）に通知があり、危機管理室より「東海地震注意情報」、「大阪市災害対策警戒本部の設置」及び「職員の参集（4号動員）」について伝達されたときに、各所属では、職員に「4号動員」の発令及びその主旨（東海地震注意情報の発表に伴う警戒）の周知を行い、警戒体制を整える（区役所では、区災害対策警戒本部を設置）。

※勤務時間内・外の連絡・伝達系統、各部署の役割、4号動員に当たっている職員の役割等については「勤務時間内の初期初動マニュアル」又は「勤務時間外の初期初動マニュアル」に基づいて対応します。

(2) 東海地震の発生を想定した各部・各区災害対策警戒本部における対応の確認等

- ・各部、各区警戒本部において、内閣総理大臣より東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた後の対応内容について確認するとともに、関係部署への周知を行う。関係部署においては、職員への周知を行う。

※「警戒宣言」が発せられた場合、動員体制が拡大されることが想定される。動員体制が明らかになった場合に、速やかに参集するように連絡体制を整えます。

※職員の役割等については「勤務時間内の初期初動マニュアル」又は「勤務時間外の初期初動マニュアル」に基づいて対応します。

3. 「警戒宣言」発令時の対応

(1) 組織体制及び動員

- ・内閣総理大臣より東海地震に関する「警戒宣言」が発せられ、市災害対策本部（危機管理部）より「東海地震予知情報」、「大阪市災害対策本部の設置」及び「職員の参集」について伝達されたとき、職員への動員の発令及びその主旨（警戒宣言及び東海地震予知情報の発表に伴う対策）の周知を行い、体制を整える（区役所では、区災害対策本部を設置）。

※職員の参集（何号動員か）については、国（官邸、気象庁）からの情報をもとに、市災害対策本部（危機管理部）において判断し、各部及び各区災害対策本部へ伝達する。

※「警戒宣言」が発せられた場合、市災害対策本部（危機管理部）の判断に基づき発令された動員体制を確保するため、対象職員に速やかに参集するよう連絡します。

※職員の役割等については「勤務時間内の初期初動マニュアル」又は「勤務時間外の初期初動マニュアル」に基づいて対応します。

(2) 区災害対策本部における対策

- ・各区災害対策本部において、大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」に則った対策を行う。
- ・地震発生に備え、資機材・各種設備等の点検、適切な箇所への配置、職場内の安全確保のための点検・措置などを行う。なお、応急対策に従事する職員以外の職員は、勤務時間中（勤務時間内）は、通常業務を行う。
- ・市民利用施設においては、窓口に来られた方々を含めた施設の利用者、来場者等に対し、警戒宣言が発せられたことを的確、簡潔に伝える。

（大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」第2節の伝達文例を基本とする。）

※市全域への広報は、市災害対策本部において行う。市民利用施設を所管する各所属（各部、各区災害対策本部）においても施設の利用者、来場者、区民への広報を行う。

※大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」の「各部、各区本部の応急対策」（P. 312～317）においては、「市主催の各種行事等」について、「中止することを原則とする」と定められているが、市災害対策本部の会議において、大阪府等の対応を

勘案し、中止するかどうかを決定する（市民利用施設、市立学校園等での対策・対応を含む）。

※「工事中の建築物等に対する措置」については、大阪市地域防災計画「付属 東海地震編」P.311 の記載のとおりとする。

（３）職員への周知

「大阪市地域防災計画 付属 東海地震編に基づく港区職員対応マニュアル」については、「大阪市港区防災計画」内に明記し、「勤務時間内の初期初動マニュアル」及び「勤務時間外の初期初動マニュアル」と共に、港区のホームページ又は所属サイトに掲載し、職員周知を図ります。

（４）市民等及び事業者等の取るべき措置

地震防災対策強化地域（大阪市は対象外）に対し「警戒宣言」が発令された場合の、市民及び事業者等の事前の対策は「大阪市地域防災計画 付属 東海地震編」に記載のあるように、次の措置を行うこととします。

① 市民等の取るべき措置

- ア 落ち着いて行動する。
- イ テレビ・ラジオによる正確な情報をキャッチする。
- ウ 「市民防災マニュアル」や「水害ハザードマップ」（大阪市危機管理室が全戸配布済）に目を通し、発震時の心得の再確認をしておく。
- エ 家族で仕事の分担をきめてとりかかる。
- オ 出火の防止（ガスや石油ストーブなど裸火の始末はいつでも出来るように裸火の始末はいつでも出来るようにしておく。）
- カ 飲料水を貯蔵する。
- キ 家具や物が転倒、落下するのを防止する措置をとる。
- ク ブロック塀、門柱、支援を要する者に対する対策を講じておく。
- ケ 非常用持ち出し品を点検し、いつでも持ち出せるように用意する。
- コ 隣近所と連絡をとり、支援を要する者に対する対策を講じておく。
- サ 自動車、電話の使用はなるべく控える。

② 事業者等の取るべき措置

- ア 百貨店、地下街等の不特定多数の顧客がいるところでは、避難・誘導を円滑にできるよう準備をしておく。
- イ 市街地内の危険物取り扱い業者は危険防止に万全の措置をとる。
- ウ 化学工場等危険物を大量に保有している事業所では、保安点検を強化し安全対策を推進する。
- エ 一般の事業所でも火気を使用しているところ、薬品の混触による発火等の危険にあるところでは、出火防止等の安全措置をとる。
- カ 勤務時間外の事業所の保安体制の確立を図る。
- キ 店頭の看板、自動販売機、ブロック塀等の転倒防止、窓ガラスの落下防止の措置を取る。